

保 護 者 様

大阪市立東三国小学校
校 長 田 辺 義 朗

非常変災時の措置について

令和 8 年 5 月 2 9 日より、気象庁による新たな防災気象情報が運用され、この運用により、従来の「警報」と「特別警報」の間に、より避難の必要性が高い「**危険警報**」が新たに位置付けられました。これについては、改定時より保護者の皆様にもお知らせしておりましたが、台風や急な大雨による被害が全国各地で発生しているため、非常変災時の措置について改めてお知らせいたします。

記

午前 7 時の時点、及び午前 7 時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 気象庁より、**大阪市において、「暴風警報」**若しくは「暴風雪警報」又は**河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」**が発表された場合。(河川氾濫に係る警報等は、市町村ごとではなく、指定された河川ごとに発表されるので従来どおり「イ」の措置基準に準じる)

イ 大阪市（大阪市長）より、所在する区のいずれかの地域において、**河川氾濫の「警戒レベル 3（高齢者等避難）」、「警戒レベル 4（全員避難）」**の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます）

○おおさか防災ネット（メール登録もできます）

○大阪市危機管理室 X

○LINE 大阪市公式アカウント

○防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます）

○緊急速報メール（受信できない機種もあります）

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。

※登録等の設定は必要ありません。

「大阪 880 万人訓練」と同様の放送とメール配信があります。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、**震度 5 弱以上の地震**が発生（気象庁発表）した場合。

※ 上記に関わらず、登校時の安全が確保できない事態の発生、その他学校周辺の緊急事態が生じた場合、もしくは教育施設の被害やその他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、またはこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校長の判断により臨時休業とする場合があります。

【裏面もご覧ください】

<お知らせとお願い>

- 緊急時の連絡は、「ミマモルメ」のメール配信機能および学校ホームページでお知らせします。非常変災時には、「ミマモルメ」からのメールや本校のホームページをこまめにチェックしていただきますようお願いします。
- 児童の登校後に災害が発生した場合、保護者の方に学校まで迎えに来ていただき、児童の引き渡しを行うこともありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。
- 自宅や携帯電話の電話番号、職場等の連絡先に変更があった場合は、必ず担任までお知らせください。また、「ミマモルメ」に登録していただいていない方は、緊急時に備え、登録をお願いいたします。
- 学校が休業になったときは、いきいき活動も中止となります。
- 非常変災時、電話での問い合わせはご遠慮ください。